

# 向き合おう！ ころとからだの 健康管理

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目を迎えます。また、今年も、全国労働衛生週間を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組んでいただくよう、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を副スローガンとして決めました。

各職場においては、下記の様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

## 準備期間（9月1日～30日）の実施事項

- ・ 過重労働による健康障害防止対策
- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策
- ・ 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・ 労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり

- ・ 化学物質による健康障害防止対策
- ・ 石綿による健康障害防止対策
- ・ 職場の受動喫煙防止対策
- ・ 治療と仕事の両立支援対策
- ・ 職場の腰痛の予防対策
- ・ 職場の熱中症予防対策の推進
- ・ テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）の実施事項

- ・ 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・ 労働衛生旗の掲揚及びスローガンの掲示
- ・ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰

- ・ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

## 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

全国労働衛生週間の準備期間に新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みましょう！

### ☑職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ・ 厚生労働省では、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的にチェックリストを作成しています。
- ・ 項目の中には、業種・業態等によって対応できないものがあるかもしれませんが、可能な項目から工夫して取り組みましょう。

### ☑感染症対策の実践例

### ☑職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル

- ・ 具体的な対策については、厚生労働省で作成した「感染症対策の実践例」や（公社）日本産業衛生学会で6つの業種・業態別（オフィス業務、製造業、建設業、接客業務、運輸業、運送・配送サービス業）に作成したマニュアルを参考にしてください。

上記のチェックリストや実践例等については、厚生労働省ホームページでダウンロードできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)



全国労働衛生週間に関し詳しくは、「三重労働局 労働衛生特設ページ」をご覧ください

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>

三重労働局 労働衛生特設

検索



# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

厚生労働省では、全国労働衛生週間準備月間である9月を毎年、「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般的健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。

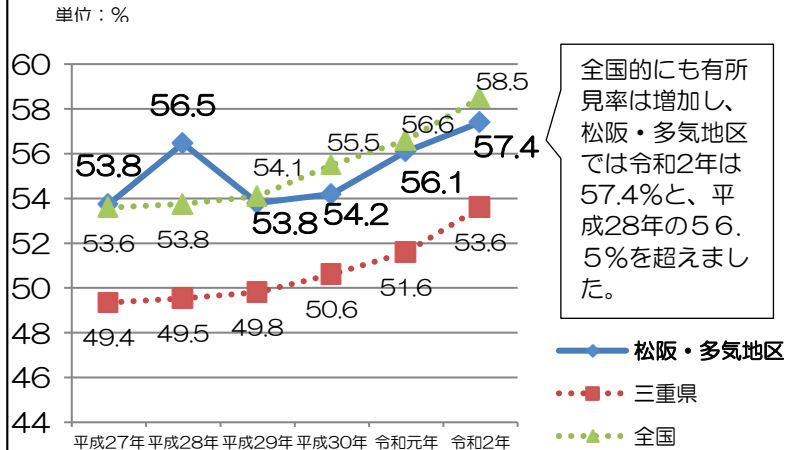
## 定期的に健診・検診を受けましょう

自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。定期的な検診と検診で健康状態をしっかりチェックし、事業者も労働者も体の状態をしっかり知ることが、健康維持の第一歩です。

※労働安全衛生法第66条  
(労働安全衛生規則第44条)  
事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに、定期的に、医師による健康診断を行わなければなりません。



## I 定期健康診断における有所見率の推移



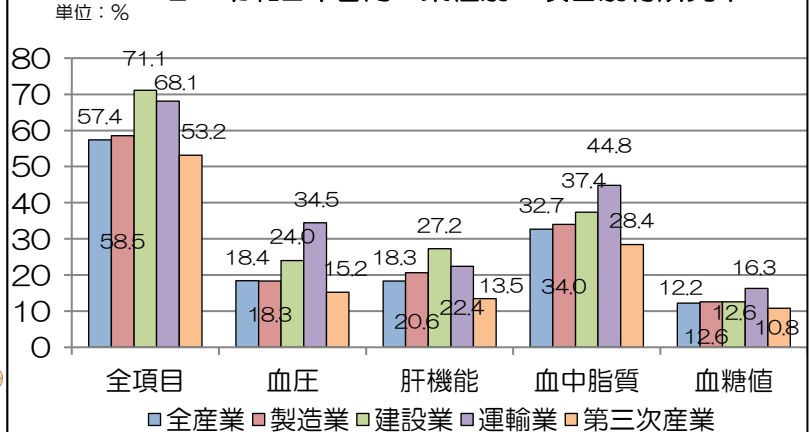
## 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約を取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、**健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるように実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。**

実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てるようにしてください。



## II 令和2年管内 業種別・項目別有所見率



## ○健康診断実施後の措置について

### 労働安全衛生法第66条の4

事業者は、健康診断の結果に基づき当該労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません

### 労働安全衛生法第66条の5

事業者は、医師等からの意見を勘案し、その必要があると認められるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じなければなりません。



健康診断記入票	
健診年月日	○年 ○月 ○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	○ ○ ○ ○
医師の業種	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	○ ○ ○ ○

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、労働負荷の制限、作業転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）では、労働者の健康管理等に関し医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターの活用をお勧めします。

松阪地域産業保健センター

(所在地) 松阪市白粉町363 / (連絡先) 0598-21-3308

(ご利用時間) 火・木・金曜日(祝祭日・年末年始除く) 9:00~16:00